保育士等の配置基準及び地域区分の見直し等を求める意見書

急速な少子化が進む中、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現が強く求められており、子どもの健やかな成長を支えるためには、質の高い保育サービスの提供と保育の担い手の確保が重要である。

現在、保育現場では、日々、未来を担う子どもの健やかな育ちを願い、新型コロナウイルス感染症への対応に努めながら、保育サービスを提供しているところであるが、このような労働環境に置かれている保育士等においては、その責任と負担に見合った処遇が保障されておらず、賃金も低いことから、その確保と定着が喫緊の課題となっている。

公定価格に係る「地域区分」についても、東京23区は「20/100地域」と単価が最も高くされている一方で、本市は最も低いものから数えて2番目となる「3/100地域」となっている。そのため、都市部と比べ、子どもの育ちを支えている保育士等の待遇に差が生じ、保育人材が都市部へ流出する一因となっている。

また、障害児保育に対応する保育士の加配に係る地方交付税措置については、受入れ障害児数の増加に伴い、平成30年度より交付額が拡充されたが、障害児2人に対して保育士1人の配置を基準とする考え方は見直しされていない。

実際の保育現場では、保育所等が自らの負担で保育士等を雇用するなど、多大な負担が 生じている。未来を担う子どもたちが健やかに成長できる地域社会を実現するためには、 保育サービスの担い手を適切に確保することが不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 公定価格にある地域区分については、地域の実情も踏まえ、見直しを行うこと。
- 2 保育士の配置基準を引き上げるとともに、障害児保育に対応する保育士等の加配についても配置基準を見直し、地方交付税措置額のさらなる拡充を行うこと。
- 3 保育士等の賃金水準の引上げなどさらなる処遇改善を図ること。
- 4 保育士等の処遇改善に必要な財源を十分確保すること。 ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月3日

石川県金沢市議会議長 久 保 洋 子

漁業の持続的な成長に向けた政策の強化を求める意見書

水産業は、ユネスコ無形文化遺産である和食の重要な構成要素である水産物を供給する 唯一の産業であり、我が国の食生活だけではなく、文化や観光をはじめとする多くの産業 を支えている。

しかしながら、地球温暖化に伴う漁場環境の変化や外国漁船による乱獲等により、サケ やサンマ、スルメイカをはじめとする多くの魚種の漁獲量は低迷し、かつて世界一を誇っ た漁業生産量は、今やピーク時の半分以下に減少している。

令和3年6月、水産庁の不漁問題に関する検討会は、近年のサケやサンマ、スルメイカの不漁は海洋環境の変化や中国など外国漁船による乱獲が要因であり、不漁が長期に継続する可能性があると指摘した。同検討会は、その対応策として、次世代型漁船の導入や複数の魚種を狙う操業形態への転換を提案しているが、それには漁船の新造や改造に加え流通販売面も含めて代替魚種を検討する必要があるなど、個々の漁業者にとって現実的ではない部分が多いため、国は外国漁船による乱獲への対応とともに、現実に即した対応を取ることが必要である。

また、令和2年12月に施行された漁業法等の一部を改正する等の法律は、漁業を魅力ある産業とし、水産物の安定供給を果たすことを目的としており、そのための手段に過ぎない新たな資源管理システムの構築ばかりが漁業現場の実態を無視する形で急がれるようなことがあってはならない。

よって、国におかれては、漁業の持続的な成長を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 海洋環境の変化による不漁対策について、漁業現場の実態に即した現実的な支援策を 早急に検討し、実施すること。
- 2 我が国周辺水域の水産資源が諸外国の違法操業によって乱獲されている事態の解消に 向け、関係国・地域に対して強力な外交交渉を展開するとともに、外国漁船の違法操業 に対する取締りを一層強化すること。
- 3 新たな資源管理システムの導入はスケジュールありきではなく、漁業者の十分な理解 と了解を得たことが確認された魚種及び漁業種類から適用すること。また、地域の実情 を踏まえた透明性の高い運用を行うこと。
- 4 海洋をめぐる環境が激変している中、漁業者が安心して資源管理に取り組み、将来に わたり漁業に従事することができるよう、漁業収入安定対策事業及び漁業経営セーフティーネット構築事業のさらなる強化を図ること。
 - ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月3日

ヤングケアラーへの支援を求める意見書

近年、我が国では、本来大人が担う家事や家族の世話などを日常的に担っている18歳未満の子ども、いわゆるヤングケアラーが、量的・質的に年齢や成長の度合いに見合わない過重な責任を負うことにより、本人の育ちや教育に影響を受けていることが問題となっている。

現状、ヤングケアラーに対する支援制度が十分に確立されていないため、ヤングケアラーを早期に発見し、福祉、介護、医療、教育等の関係機関やNPO等が緊密に連携して適切な支援につなげていくことが重要である。

また、ヤングケアラーは、家庭内の環境やプライバシーに深く関わる問題であるとともに、本人や家族に自覚がないことも多いため、問題が顕在化しにくい傾向にある。したがって、社会的認知度の向上を図り、適切な支援につなげていかなければならない。

昨年3月、国が全国規模で行ったヤングケアラーの実態調査の結果が公表されたが、その調査対象は中学2年生と高校2年生のみで小学生や大学生は含まれなかったため、それらの世代も含めた広い世代に対して、より詳細な実態調査を行い、ヤングケアラーに寄り添った切れ目のない支援を検討していく必要がある。

よって、国におかれては、ヤングケアラーへの支援のため、下記の事項について特段の 措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 ヤングケアラーや家庭支援に関する法的位置づけ、制度上の定義、支援に関する基本 理念等を早急に定め、支援施策を一体的、効果的に推進するため、福祉、介護、医療、 教育等の関係機関やNPO等との連携強化を図ること。
- 2 ヤングケアラーの社会的認知度を一層向上させるため、地方自治体や教育・福祉分野等と連携し、偏見払拭や継続した周知・啓発、研修機会の確保等に取り組み、当事者が 安心して相談や助けを求められる環境づくりを行うこと。
- 3 全ての小中学生や高校生、大学生も含めた広い世代に対し、より詳細な実態調査を行うこと。
- 4 地方自治体がヤングケアラーや元ヤングケアラーも含め、切れ目のない支援を適切に 推進できるよう、国において財政措置を講じるとともに、実効性の高いサポート体制を 確立すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月3日

石川県金沢市議会議長 久 保 洋 子

地方創生及び感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書

少子高齢化や人口減少の進展により、地方のあらゆる現場で人手不足や後継者不足等が 叫ばれる中で、それらの諸課題の解決に向けて、デジタル技術を活用した新しい地域社会 を構築し、ひいては地方創生につなげていくことが地方自治体にとって喫緊の課題となっ ている。

また、新型コロナウイルス感染症などの感染症の蔓延防止を図るためには、人と人との直接的な接触を低減させることが必要であり、教育や医療・福祉といった日常生活の現場に加え、働き方改革においてもデジタル技術の活用が求められているが、各分野において、その基盤が十分に整っていないなどの課題が存在する。

よって、国におかれては、地方創生及び感染症対策に資するデジタル化を推進するため、 下記事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 全ての子どもたちの学びの保障のため、全ての地域で感染症の拡大防止や不登校児童・生徒への柔軟な対応など、誰もがどこでも安心して学びを継続できるように、リモート授業を可能にするための通信環境等の整備や、デジタル教材や通信料の無償化など各家庭の状況に配慮した対応ができるよう、所要の措置を講じること。
- 2 医療への適時適切なアクセスを目指し、地域住民の誰もが安心してオンライン診療等を受けられるように、現在、オンライン診療を適切に実施する前提となっている「かかりつけの医師」を各地域に適切に配置すると同時に、その役割と重要性を周知する広報活動の充実など、全ての住民が「かかりつけの医師」につながれるための取組を強化すること。
- 3 新しい分散型社会の構築を目指し、転職なき移住を実現するためのテレワークの拡大 やサテライトオフィスの整備等に対する補助金等の拡充や税制の優遇、移住者への住宅 取得支援や通信料金の軽減など、総合的な取組を強化すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月3日